

宮城県デジタル地域通貨導入推進事業費補助金

事業の目的

宮城県は、域内消費の拡大による地域経済の活性化を目的として、県内の市町村、商工会及び商工会議所が実施する、新たなデジタル地域通貨の導入等に要する経費に対して、下記の補助金を交付します。

事業の内容

■事業実施主体

- ・市町村
- ・商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- ・商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会



■補助対象経費

下記に該当するもので、補助金交付決定日以後に執行され、令和7年2月28日までに支払を完了した経費。なお、市町村が商工会議所及び商工会への間接補助に要する経費も本事業の対象とします。

- ・アプリの利用料金（基本料金、システムの運営及び保守管理に要する費用）
- ※地域通貨発行の原資、アプリの開発費及びパソコン等の機器導入経費は含まない。

- ・事業の広報に必要な経費。

例①：制度を周知するために必要なパンフレットの作成費用

例②：地域通貨アプリの利用方法を記載したマニュアル作成費用

例③：住民及び利用施設を対象とした説明会の開催費用

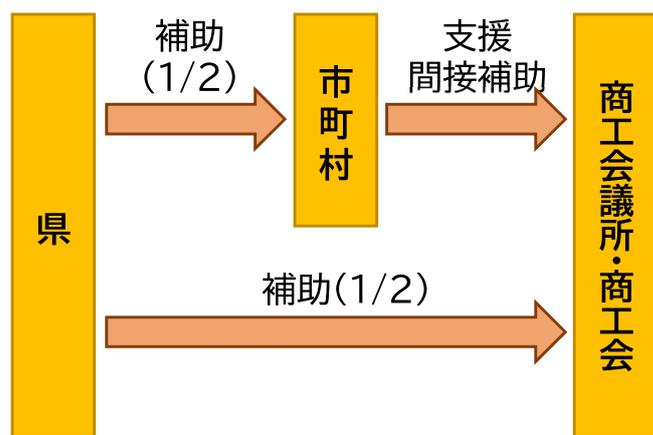
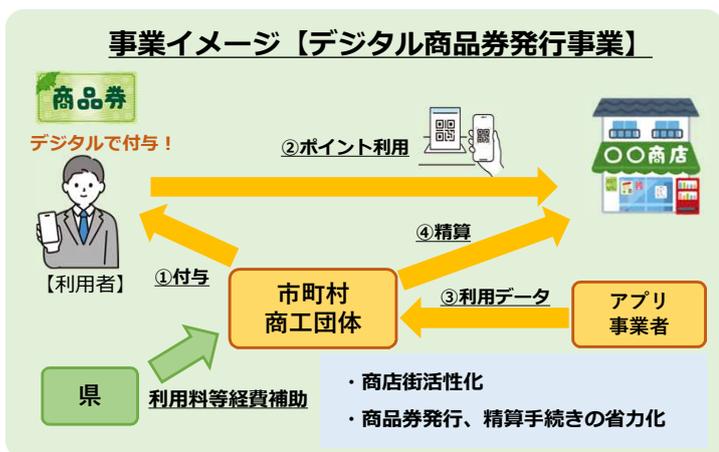
例④：デジタル地域通貨の利用可能店舗であることを示す掲示物の作成費用 等

■補助率及び上限額

- ・補助率：対象経費の2分の1以内
- ・上限額：50万円

■募集期間

- ・令和6年7月1日から9月13日まで
- ※2件程度を採択予定（先着順）



スケジュール

